

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三
(以下これらを「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成19年2月19日(月)

3. 実施予定日

認可後速やかに実施

4. 概要

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合に債務の履行の担保を求めるための規定整備その他所要の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

Ⅱ 主な変更内容

1. 債務の履行の担保措置に係る規定の見直し

(1) 債務の履行の担保（第75条の3）

① 接続に関し負担すべき債務の履行の担保（第75条の3第1項）

次のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとする。

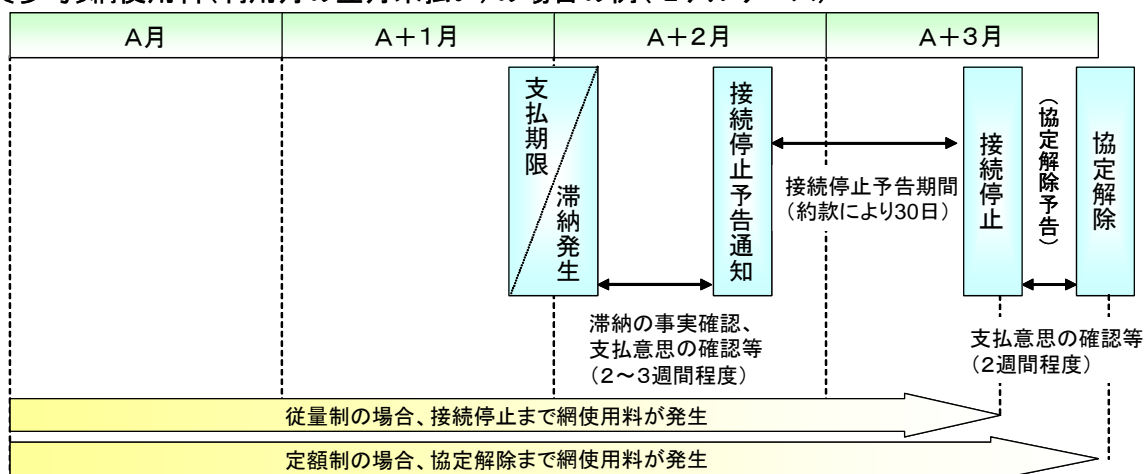
- ・ 過去1年以内に支払期日までに支払を行わなかったことがあるとき
- ・ 期限の利益喪失事由に該当するとき
- ・ 直近の決算において債務超過であるとき
- ・ N T T東西が指定する信用評価機関の信用評価において、支払を怠るおそれがあるものとしてN T T東西が別に定める基準に該当するとき
- ・ N T T東西が求めた情報（貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すもの）の提出に合理的な理由なく応じないとき
- ・ その他これらに準ずる合理的な事由があるとき

② 履行を担保すべき債務の額（第75条の3第2項）

上記①のいずれかの事由に該当することにより接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の額を合計した額とする。

- ・ 接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4か月分に相当する額（ただし、接続申込者より前払等の合理的な理由が提示されたときは、減額するものとする。）
- ・ 接続協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの支払に応じて減額する。）

[参考] 網使用料(利用月の翌月末払い)の場合の例(モデルケース)



③ 工事費、手続費等についての担保措置（第75条の3第3項）

上記①のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額について、前払を要するものとする。

④ 接続協定消滅の際に発生する債務の担保措置（第75条の3第4項）

上記①のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、接続協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべき費用（電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額）に相当する額について、その履行を担保することを要するものとする。

⑤ 預託金の返還等（第75条の3第5項及び第7項）

担保措置を要する期間は1年間とし、N T T東西は、期間満了時に①の各事由に該当しないことを確認できたとき、又は接続申込者が①の各事由に該当しないとする根拠を示し、N T T東西がこれを確認できたときは、履行した担保措置が不要となるものとし、預託金の返還等を行うものとする。

ただし、期間満了時に①の各事由に該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を1年間延長するものとし、以後、同様に取り扱う。

なお、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとする。

⑥ 債務の履行の担保を求める理由の通知（第75条の3第6項）

N T T東西は、接続申込者に債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者に対し、その理由を書面により通知するものとする。

（2）債務の履行の担保に係る協議の申入れ（第75条の2）

接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがないとN T T東西が判断できないときは、N T T東西は、接続申込者に対して債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとする。

また、接続申込者が当該協議に応じない場合、又は協議の結果債務の支払いを怠るおそれがあるとN T T東西が判断するときは、N T T東西は、接続申込者に対し、上記（1）に規定する担保措置の範囲内で必要な債務の履行を担保するよう求めるものとする。

2. 情報の提出等に関する規定整備

（1）情報の提出（第48条の3）

N T T東西は、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがあるか否かを判断するために必要な情報の提出を接続申込者に求めることがあるものとする。

また、当該情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとしてN T T東西が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに提出することを要するものとする。

(2) 守秘義務の規定見直し (第47条)

2. (1) で規定する情報を信用評価機関に開示する場合には、守秘義務の対象から除くこととする。

3. 接続申込等の承諾についての規定の見直し

(1) 接続申込みの承諾 (第22条)

1. (1) ①のいずれかの事由に該当する場合は「接続申込者が接続に関し負担すべき債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき」に該当する（接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除く。）として、NTT東西は接続申込者からの接続申込を承諾しないことを明確化する。

(2) 接続用ソフトウェアの開発の承諾 (第31条)

接続申込者からの接続申込みを承諾しないときは、同時に申し込まれたソフトウェア開発の申込みについても承諾しないことを明確化する。

4. 接続の停止等に関する規定整備

(1) 接続の停止の規定の見直し (第60条)

1. (1) ①のいずれかの事由に該当すること又は協議により約したことによって債務の履行の担保を要することとなった事業者による担保が期日までに行われない場合には、NTT東西が接続を停止することがあるものとする。ただし、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要する場合は、既存の接続を停止することはない。

また、接続申込者は、債務の履行の担保を要する事業者による担保が期日までに行われない等の理由によりNTT東西が接続を停止した場合には、必要となる接続停止費用の概算額の支払を要するものとする。その後、接続停止の解除を求める場合には、接続停止解除費用の概算額の支払を要するものとする（概算額と実績額は追って精算する。）。

※ 接続停止の理由となった事実が存在しないなど、接続停止が専らNTT東西の責めに帰すべき事由によるものであったときは、NTT東西は、発生した損害を接続申込者に賠償することとされている（同条第6項）。

(2) 工事又は手続等の停止及び中止の規定の見直し (第61条の2)

接続申込者から請求された工事又は手続等を停止することがある場合の要件として、債務の履行の担保を要する事業者による担保が期日までに行われない等の場合を追加する。

また、次項5の見直しを受け、接続申込者が債務の履行の担保を要する場合にこれを行わないとき、又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたときは、期限の利益喪失事由に該当するとして、接続申込者から請求された工事又は手続等を停止することがあることを明確化する。

5. 期限の利益喪失に関する規定整備

期限の利益喪失規定の見直し（第72条の2）

接続申込者が期限の利益を喪失し、直ちに料金その他の債務を弁済しなければならぬ場合として、接続申込者が債務の履行の担保を要する場合にこれを行わないとき、又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたときを追加する。

また、期限の利益喪失事由に該当する場合には、以後発生する債務について、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとして扱うことを明確化する。